

# 壬辰・丁酉の倭乱（文禄・慶長の役）後の蔚山と在地両班

茅ヶ崎高校 中田 稔

## はじめに

筆者は、本研究会報第34号（2005年5月）において、15世紀に「四十余」回渡日し、癸亥約条（嘉吉条約）をはじめ室町時代の日朝通交体制確立に尽力した、この時期の日朝関係の体现者ともいえる李藝〔1372－1445〕という朝鮮王朝官人を紹介した。李藝の後孫を鶴城李氏といい（鶴城は蔚山の雅名）、彼らは18世紀から李藝の顕彰活動を始め、20世紀初頭に顕彰文集『鶴城先生実紀』を刊行した。李藝の出身地蔚山は現在、韓国屈指の工業都市であるが、歴史的には日本との関わりが非常に深い。とくに文禄・慶長の役（壬辰・丁酉の倭乱）における日本軍との激しい攻防はよく知られている。

本報告は、壬辰・丁酉の倭乱（文禄・慶長の役）後（17世紀）の蔚山の地域社会（朝鮮史研究では〈郷村社会〉）で、有力在地両班鶴城李氏が一つの家門として結びつく過程を追い、教科書では触れられない朝鮮後期の郷村社会について紹介することが目的である。

昨今、韓国の歴史大河ドラマが、TV放映やレンタルDVDにより容易に視聴できるようになったこととともに、韓国史上の人物を中心に分かりやすく解説した一般向け「歴史読み物」が出版され、版を重ねている。一方、高等学校世界史における朝鮮半島史の記述には、教科書による差異が大きい。全体のバランスを考えれば簡潔にならざるを得ないとしても、特に、日本史の江戸時代に相当する朝鮮時代後期の記述はまちまちである。教育現場で「朝鮮半島史をどう教えるか」という問いを考える契機として、朝鮮時代の史料にふれながら、その社会を考えてみることも、本報告のもう一つの目的である。

## 1 朝鮮時代の地方統治と両班・郷吏

朝鮮時代、朝鮮半島は8つの「道」に分かれていたが、その下位にある地方支配の基本単位を「邑（ゆう）」といい、その数は335～340であった。邑には「府」「大都護府」「牧」「都護府」「郡」「県」といった称号が付され、それらは邑の格付けでもある。邑の長官を守令といい、府の場合は府尹ないし府使、都護府は都護府使、牧は牧使、郡は郡守、県は県令または県監といい、邑の称号は変わることもあった。蔚山の場合、1598年に郡から都護府となったが、このような称号＝格付けの変更は、中央政府からの褒賞の意味合いが強かったという。守令は政府の官僚で、中央から派遣されて行政実務を行うが、任期は短く（3年が基本）出身地への赴任はできなかったため、地方情勢に精通することは不可能だった。そのため邑には郷庁（留郷所）が置かれ、その構成員である在地両班の協力のもと、行政はおこなわれた。郷庁における両班の代表を座首、補佐する者を別監といった。

朝鮮時代の身分制度は分かりにくい。法的な身分概念と社会的な実態が異なるからである。法的な身分は、良民と賤民のみである。社会的な実態としては、一般的に両班（士族）・中人・常民・奴婢の4身分があるとされる。前三者が良民だが、このうち中人のとらえ方で諸説が対立する。さしあたりここでは、漢城（首都。現ソウル）に暮らす訳官・医官などの技術官・駅吏（宿駅に所属する下級官吏）や「郷吏（地方の行政実務を担当した下級官僚）」といった行政実務者・庶孽（しよげつ。妾の子供とその子孫）の総称としよう。

両班について検討するとき、避けて通れない存在が、この郷吏である。高麗時代には、両班も郷吏も、祖先を共にする在地の有力者であった場合が多いという。同じ氏族の中でも、その後科挙合格者や高位官職者を出し、身分上昇を果たした系統は両班とよばれ、出さなかった（出すことに関心がなかった）系統は郷吏のまま残る。16世紀前半には、祖先を同じくしていた両者を意図的に区別する（差別する）意識がまだ生じていなかったが、16世紀後半ごろから両者は厳格に区別され、郷吏に対する差別意識が醸成された。

## 2 壬辰丁酉倭乱後の蔚山邑とその史料

蔚山の郷村社会をめぐることは、現在まで豊富な史料が残る。その主なものを紹介する。

まず、戸籍台帳。蔚山邑の戸籍台帳は比較的多く残存する。最も古いのは『万曆三十七年蔚山府己酉式戸籍大帳』（1609年）で、現存する台帳の中では1606年（万曆34・宣祖39・慶長11。以下、朝鮮年号のみ、あるいは中国年号と朝鮮年号を記す）の『山陰県戸籍大帳』について古い。紙の破損や刀削による判読不能が目立つが、邑の大部分が残る。

次に、郷案。郷案とは、地域の両班家門にあまねく認知された両班の名单である。丁酉倭乱後の蔚山では、1608年（宣祖41）から入録が開始された。現在蔚山郷校には、18世紀初頭に修正が行われた際の郷案（「丁亥八月二十二日新旧案改修正」）が保存される。

三つ目は、先生案。先生案とは「官庁の前任者についての記録が元意」〔武田幸男1989〕で、ここでは、先述の郷庁（留郷所）の記録として蔚山郷校に保存されていたものを用いる。『蔚山府先生案』と名付けられたこの先生案は、1598年（宣祖31）から1906年（光武10）まで308年間の蔚山府守令の赴任・離任年月日と離任事由、治績と特記事項、留郷所（郷庁）座首・別監の名簿と郷吏の首班が年代順に記載される。途中1627年（仁祖5）から1636年（仁祖14）の部分に欠き、その他一部ページを欠くものの、蔚山の両班と郷吏の概況を300年間にわたり追跡できる史料である。

このほかに、邑誌がある。邑誌とは、主に朝鮮時代後期に邑ごとに編纂された邑の地誌である。邑の由来からはじまり、自然、物産、名所旧跡、居住する両班氏族、科挙（文科、武科）の合格者、儒教倫理にかなう行状により顕彰に値する人物などが記載される。

## 3 鶴城李氏という家門

『世宗実録』「地理志」（1432）には、蔚山の「土姓九」（朴・金・李・睦・全・呉・尹・文・林）「京来姓二」（黄・許）が記され、合わせて11の姓が朝鮮初期の蔚山に住む両班の姓であったことを示している。その後、手元にある邑誌を順に追うと、新たに登場する姓もあれば、やがて消滅する姓もある。このことは、在地両班というものが時期によって変動する存在であることを教えてくれる。

もっとも古い『世宗実録』「地理志」から（手元にある）最も新しい『蔚山府邑誌』（1899・光武3）までのすべてに登場するのは、朴・金・李・尹・黄の5姓で、このうち1608年当初から郷案に載る（地域で両班として公認されていた）のは朴・金・李の3姓しかない。3姓のうち金氏の本貫は蔚山ではないので、蔚山を本貫とする両班で最も伝統がある氏族は朴氏と李氏ということになる。朴と李が蔚山の「二大土姓」といわれるゆえんである。

鶴城李氏は、15世紀に倭寇対策・対対馬外交・対日外交にかかわった李藝を始祖として仰ぐ。族譜によれば、鶴城李氏には5つの派がある。彼らは世居地（代々居住する面・里。

面とは邑の下位の行政区分で、そのまた下位が里である。里は、おおよそ近世日本の集落に相当すると考えてよい)の名称を派名とする。鶴城李氏は17世紀から18世紀にかけ、大同譜(氏族全体にわたる族譜)を2回編纂した。1回目の刊行は1668年(顯宗9)で正式名称を『鶴城李氏族譜』一家門での通称を『戊申譜』一といい、2回目の刊行はおおよそ100年後の1770年(英祖46)で、正式名称を『官前考籍後改正新譜』一家門での通称を『庚寅譜』一という。『戊申譜』は最初の族譜で、『庚寅譜』は『戊申譜』の修正譜とされる。両族譜の一番大きな違いは、始祖李藝の二人の子、および李藝の子李宗実の四人の子の兄弟の順序《表1》である。

《表1》 『戊申譜』(1668。左)『庚寅譜』(1770。右)にみられる鶴城李氏の5派祖

藝 (始祖)	宗実	直剛 (西面派祖)	藝 (始祖)	宗根 (青良派祖)	直武
		直儉 (越津派祖)		宗実	直儉 (越津派祖)
		直謙 (曲江派祖)			直剛 (西面派祖)
		直柔 (農所派祖)			直柔 (農所派祖)
	宗謹 (青良派祖)	直武			直謙 (曲江派祖)

ここで注意することは、西面派は西面(後の熊村面)、越津派は大峴面、農所派は農所面、青良派は青良面を世居地とするが、曲江派のみ興海邑(現・浦項市。蔚山の北方約70km。曲江は興海の雅名)が世居地であることである。越津派の名は、府内面から太和「津」を「越」えて一太和江という河川を越えて一大峴面に移住したという氏族内の伝承(諸史料を検討するかぎりおそらく正しい)に由来する。

また、始祖李藝の3世孫が「直」字で揃うことにも留意しておきたい。

#### 4 蔚山の在地両班鶴城李氏の家門形成

さて、鶴城李氏の家門形成である。その土台となる史料は、前出『万曆三十七年蔚山府己酉式戸籍大帳』(1609・光海君元)で、丁酉倭乱(慶長の役)の11年後の編纂である。この戸籍台帳を集計した次ページの《表2》などから、17世紀初頭の蔚山邑について言えることを列挙する。

まず、郷吏は府内面のみに住している。郷吏が勤務する作庁は邑の中心にあったので、このようになる。府内面は3分の2が欠けているが、郷案など他の史料と突き合わせると、府内面には数戸の両班が居住していなければつじつまが合わない。次に、両班戸の割合が低い(全体の3.9%)。府内面の欠けている部分に両班が数戸含まれることを考慮に入れても、その割合は4-5%である。また、両班が居住する里は限られ、全く居住していない里もある。

話題がややずれるが、この『万曆三十七年蔚山府己酉式戸籍大帳』からは、さらに興味深い事実を読み取ることができる。常民や奴婢の姓名(奴婢は、名のみを持ち、姓を持たない)を見ると、中国風の姓=1文字(稀に2文字)、名=1ないし2文字ではない人物が目立ち、朝鮮半島の固有語の名もかなり見られる。

《表2》 『万曆三十七年蔚山府己酉式戸籍大帳』の面・里別の身分構成

面里の名称	総元 戸数	内判読可能	両班戸 (%)	常民戸 (%)	奴婢戸 (%)	備考
府内里	203	72	0	60【内郷吏6】	12	豆毛岳2を含む
東面農所里	237	233	14 (6.0)	168 (72.1)	51 (21.9)	向化12を含む
東面柳等浦里	169	160	10 (6.3)	56 (35.0)	94 (58.8)	向化3百姓1
北面凡西里	53	52	0 (0.0)	43 (82.7)	9 (17.3)	降倭5を含む
南面大代如里	116	111	4 (3.6)	71 (64.0)	36 (32.4)	豆毛岳2を含む
南面青良里	78	77	3 (3.9)	65 (84.4)	9 (11.7)	降倭4を含む
南面温陽里	367	368	4 (1.1)	257 (69.8)	107 (29.2)	豆毛岳8向化5 降倭1
西面熊村里	97	97	8 (8.2)	83 (85.6)	6 (6.2)	降倭3を含む
合計	1320	1170	43	803	324	
合計(府内里除く)	1117	1098	43 (3.9)	743 (67.7)	312 (28.4)	

また、「向化」・「降倭」・「豆毛岳」といった戸も注目される。

「向化」とは、朝鮮王朝に帰化した者を指すが、本貫をみると、女真人（満州人）であることがわかる。朝鮮初期以来、朝鮮半島の北辺から中国東北地方にかけて居住していた彼らは野人と呼ばれ、倭人とともに統御の対象であった。「向化」の中には、壬辰・丁酉の倭乱での活躍によって表彰されている（「功臣」の称号を受けている）者も4名いる。「降倭」は、壬辰・丁酉倭乱で朝鮮側に投降した倭人である。「豆毛岳」は済州島出身の海民で、海辺に多く居住する。蔚山邑も東北アジアの海域世界の一部なのである。

話を元に戻す。『万曆三十七年蔚山府己酉式戸籍大帳』に登場する「蔚山李氏」（この戸籍台帳に登場する、蔚山を本貫として記す李氏を、さしあたりこのように呼ぶ）のうち、後に編纂される最初の族譜『戊申譜』に載る戸主は11名。このうち筆者の目をひくのは、東面柳等浦里に登場する次の2名の戸主である（各戸の記載順は、戸主の職役〔称号をもつ者は称号－職役の順〕－戸主の姓名－年齢－生年〔干支で表記〕－本貫－三祖〔父、祖父、曾祖父〕の名－外祖父の姓名・本貫－妻〔姓のみ〕－妻の年齢－妻の生年〔干支〕－妻の本貫－妻の三祖〔父、祖父、曾祖父〕の名－妻の外祖父の姓名・本貫…の順で、このあとに子や所有する奴婢の情報が続く。ここでは戸主と妻のみを記す。なお、人名には下線を付し、年齢および生年（干支で表記）には数字を補足し、適宜改行した）。

## 史料

○ 幼学李景黙，年陸拾伍(65)，乙巳(1545)，本蔚山，

父義盈庫奉事鶴，祖内禁衛世衡，曾祖折衝將軍齊浦僉使宗実，

外祖前參奉蔣守仁本牙山，

妻朴氏，肆拾參(43)，丁卯(1567)，籍密陽，

父訓練正居仁，祖幼学芸，曾祖忠順衛永文，

外祖忠順衛李廷秀本慶州

(東面柳等浦里第52戸)

- 宣武原従功臣禦侮將軍前萬戸李景淵，年肆拾伍(45)，乙丑(1565)，本蔚山，  
父義盈庫奉事鶴，祖内禁衛世衡，曾祖折衝將軍齊浦僉使宗実，  
外祖前參奉蔣守仁本牙山，  
妻朴氏，年肆拾參(43)，丁卯(1567)，籍蔚山，  
父幼学元福，祖奉列大夫行迎日県監世堅，曾祖通政大夫長興都護府使有仁，  
外祖前參奉李賢弼本蔚山 (東面柳等浦里第 57 戸)

史料中の 2 名の戸主李景黙・李景淵は兄弟で、『戊申譜』によれば農所派に属し，始祖李藝から数えて 6 世孫とされる。いうまでもなく，父は 5 世孫，祖父は 4 世孫，曾祖父は 3 世孫となる。しかし，この戸籍台帳では，二人の曾祖父は，族譜上の 3 世孫で農所派祖の直柔ではなく，李藝の子（2 世孫）宗実となっている。戸籍台帳は各戸の申告をもとに作られているので、『万曆三十七年蔚山府己酉式戸籍大帳』の作成された西暦 1609 年時点で，この一族には，少なくとも 3 世孫直柔の記憶はなかったことになる。李宗実は 1459 年（世祖 5）に日本通信使として対馬に向かう途中，海上で暴風に遭遇して行方不明になっている（『世祖実録』巻 19，世祖 6 年〔1460〕正月庚辰〔3 日〕条）。生年は不明であるが，父である李藝が 1445 年（世宗 27）に 73 歳で没しているのので，1400 年代-1410 年代と考えるのが自然であろう。3 世代で約 150 年が経過しているのも不自然である。

そもそも，族譜の通りこの兄弟が始祖李藝の 6 世孫であれば，蔚山邑にはもっと多くの鶴城李氏が居住しているはずである。史料をよく見ると，李景淵の妻朴氏の外祖父李賢弼も本貫が蔚山とある。官職を持っているようなので両班だが，この人物は鶴城李氏の族譜一『戊申譜』に見あたらない。さらに言えば，『万曆三十七年蔚山府己酉式戸籍大帳』に登場する「蔚山李氏」戸主のうち，『戊申譜』に登場しない者や両班ではない者は合わせて 18 名もいる。戸籍台帳の蔚山李氏すべてが，鶴城李氏となっではない。

結論を言えば，『戊申譜』は，蔚山に代々居住していた李氏のうち，李藝の子孫であるという意識を持ち，この地域の両班として認知される何らかの業績を有するグループ（派）によって出来上がったものである。言いかえれば，蔚山李氏には，『戊申譜』に入り鶴城李氏となった者と，そのようにはならなかった（なれなかった）者がいる。

「何らかの業績」とは，壬辰・丁酉倭乱での活躍である。壬辰倭乱では，蔚山の攻防において西生浦倭城を築いた加藤清正と対峙した四溟堂（松雲大師）の軍官李謙受は『宣祖実録』に数回登場するが，この人物は『戊申譜』では西面派の 7 世孫である。丁酉倭乱では加藤清正が蔚山倭城に籠城している間に，前出の李景淵（農所派 6 世孫）らの義兵が倭軍を奇襲して日本兵の首を取ったという記事が『宣祖実録』に登場する。倭乱後に「壬辰倡義」の功労者 9060 人が朝鮮王朝より「宣武原従功臣」として表彰されたが（『宣祖実録』巻 186，38 年〔1605〕4 月庚申条），そのリストである『功臣録券』には，李翰南（越津派 8 世孫）李遇春（西面派 6 世孫）李鳳寿（曲江派 6 世孫）らの名がみえる。

鶴城李氏の人物が，壬辰倭乱で国家より顕彰されるはたらきをしたことは間違いない。

壬辰倭乱で国家より顕彰されるはたらきをした人物（李景淵，李謙受，李遇春，李翰南ら）の祖先は，おそらく 16 世紀にそれぞれの世居地に住みはじめたと考えられるが，この壬辰・丁酉の倭乱ののち，蔚山での地位上昇をはじめ。蔚山で「郷案」への入録がはじまるのは 1608 年（宣祖 41）だが，このときは蔚山の二大土姓のうち蔚山朴氏が 9 名中

4名を占めていたのに対し、3回目の入録である1614年（光海君6）からは鶴城李氏が入録者のほぼ40%ないしそれ以上を占め続ける。『戊申譜』と照合すれば、彼らは農所派・越津派・西面派の3派いずれかに属する。1610年代から鶴城李氏—農所・越津・西面の3派—が蔚山朴氏を凌駕する傾向は、郷庁の首班を記録した『蔚山府先生案』も同様である。

紙幅の関係で詳細な論証ははぶくが、鶴城李氏が蔚山朴氏を凌駕した理由としては、蔚山では他の邑に比べて有力な両班が形成されていなかったこと、この一族が他の両班とたくみに姻戚関係を結んでいたこと、そして蔚山朴氏に比べ鶴城李氏—前述の3派—は郷吏の系統が大きな割合を占めていなかったことがあげられよう。

彼らが族譜を編纂する動きをはじめるのは、女真族侵入（韓国では、丁卯・丙子の胡乱）後の1650年代末である。このころから、蔚山の在地両班たちは、蔚山初の書院（書院とは、儒教の先賢をまつり後学を育てる、在地両班たちによって設立された民間の儒教教育機関。この書院は、のちに鷗江書院と名付けられる）の創建事業を開始した。鶴城李氏はその中核であった。書院創建の発議は、1659年（順治16・孝宗10）に蔚山の儒林11名によって行われた。このうち4名が鶴城李氏で、その姻戚3名を合わせると過半数を占めるのに対し、蔚山朴氏は一人もいない。その後3度にわたる出物（私財の提供）が行われたが、提供者合計55名のうち、蔚山朴氏がわずか5名なのに対し、鶴城李氏は25名を数える。これも、姻戚を加えれば優に過半数に達するであろう。

家門内で族譜編纂の動きが起こるのは、このような時期である。「農所」「越津」「西面」の3派はすでに郷案に何名かが登載されるなど、蔚山の在地両班としての地位を確立していた。この3派が家門として結びつくうえで重要な役割を果たすのが、興海邑に住んでいたはずの（蔚山邑には住んでいなかった）「曲江派」である。『蔚山府先生案』をよく検討すると、1660年（顕宗元）に、李時苾という者が「別監」として登場する（李時苾は、『戊申譜』に「還郷」とある。興海邑から蔚山邑にもどってきたとされる人物である）。1660年（顕宗元）は、4つの派が郷庁にそろった年でもある。前年に発議された書院創建を主導する鶴城李氏は、蔚山地域の両班としての証を明らかにするべく族譜の編纂をはじめた、というのが筆者の推測である。現在でも興海邑（現・浦項市）を世居地とする鶴城李氏曲江派は、李藝の3世孫直謙の系統である。興海邑には、蔚山の鷗江書院と同じく李顔迪（朝鮮前期の著名な儒者。本貫は慶州。余談になるが、現在の大韓民国大統領李明博も慶州李氏で、浦項出身である）を祭享する曲江書院があったという。この書院は1607年（宣祖43）に創建されている。鷗江書院より創建が半世紀早いこの書院創建に、鶴城李氏曲江派がかかわっていないとは考えにくい。曲江派には、西面派の謙受や農所派の景淵、越津派の翰南と同年代で、壬辰倭乱時に功臣号を得た鳳寿がいる。興海邑において彼らは曲江書院の創建に深くかかわり、半世紀後のこの時期、蔚山に移住した時苾が蔚山の書院創建や鶴城李氏の族譜編纂に関係しているという憶測は、無理ではなかろう。「農所」「越津」「西面」の3派に「曲江派」も加わり、『戊申譜』の編纂がはじまったことは、『戊申譜』の序文にも記されている。

5派のうちで、残るのは「青良派」である。『万曆三十七年蔚山府己酉式戸籍大帳』（1609年）の南面青良里には二人の人物が居住するが、検討すると、もと郷吏であったことがわかる。また、府内面にも李春白という郷吏が登場する。『蔚山府先生案』を追うと、このうちも郷吏の首班として、この青良派の人物が続く。しかし、1665（顕宗6）年の李弘靖を

最後に、李姓の郷吏は『蔚山府先生案』から姿を消す。1665年（顕宗6）は、『戊申譜』編纂の最中である。「青良派」は、族譜編纂中に郷吏から完全に離脱し、両班家門としての鶴城李氏に加わったことになる。『戊申譜』によれば、青良派の人物中で壬辰・丁酉の倭乱の活躍による功臣号を持つ人物が5名（7世孫の李吉・李守仁、8世孫の李春白・李新白・李希白）おり、このうち李春白と李希白は『功臣録券』でも確認できる。郷吏を多く含む系統であったがゆえに郷案には載らなかった青良派も、壬辰・丁酉の倭乱で十二分な功績を上げていたので、郷吏を離脱させた上で、鶴城李氏の一部として『戊申譜』に加えられたようである。

このようにして5つの派は結びつき、1668年（顕宗9）に『戊申譜』は完成する。族譜を完成させた鶴城李氏は、1675年（肅宗元）から再び鷗江書院建院の動きをはじめ、1676年（肅宗2）に書院が開基すると、やがて（国王からの）賜額に向けた動きを行い、1694年（肅宗20）にこれを成し遂げる。書院への国王からの賜額は、邑の在地両班たちにとっては、きわめて名誉なことであった。

## おわりに

蔚山の代表的な在地両班である、室町時代の官人李藝の後孫鶴城李氏家門形成のよりどころは、壬辰・丁酉の倭乱における義兵としての活躍、すなわち「壬辰倡義」であった。1610年代に蔚山の両班家門のなかで地位を上昇させた鶴城李氏（農所・越津・西面の3派）は、多くの両班との婚姻関係を結んでいる。本文では略したが、後金（女真人）の朝鮮半島侵攻（韓国では、丁卯・丙子の胡乱）に際しても、鶴城李氏からは明に対する忠節を全うしようとした人物が出て、武門としての評価がさらに高まったとされる。

17世紀後半の家門形成に際して5つの派が結びつくにあたっては、農所・越津・西面の3派が在地両班として地位を確立していたところに、興海邑に居住し、書院をも設立していたであろう系統（曲江派）の一部が蔚山にもどって在地両班に加わり、さらに郷吏を多く含む系統（青良派）を両班として加えるといった興味深い動きがみられた。鶴城李氏最初の族譜である『戊申譜』は蔚山の在地両班初の族譜でもあったが、その編纂目的は、対内的にはここまでの5つの派の結集のため、対外的には蔚山初の書院設立にあたり、在地両班のなかでリーダーシップを十分発揮するためであったと考えられる。

紙幅の関係でふれることができなかったが、さらに興味深いのは、家門内において、郷吏や（『戊申譜』では）庶子とされた系統の動きが、18世紀になると活発化するという点である。身分上昇を果たすそれらの系統を含め、家門全体の再結集のために族譜は改訂され、二番目の族譜『庚寅譜』が編纂される。18世紀から19世紀にかけて、朝鮮半島では、郷吏や庶孽（しょげつ。庶子のこと）といった、両班から差別されてきた階層が郷案への入録を求めて活発に運動するが、鶴城李氏でも同様の動きがみられるのである。

鶴城李氏の場合、族譜は、家門の結集を確認・再確認する意味で編纂されていた。

最後に、高等学校の現場で歴史教育に携わる一人として考えるべきは、このように「朝鮮半島の歴史を追究し学ぶ意味は何か」という問いである。この問いは当然、「朝鮮半島の歴史をどう教えるか」にも通じるはずである。

その答の一つが、韓国史や現在の韓国・朝鮮を理解する一助であることはいままでもない。現在の韓国・朝鮮を理解するという事は、韓国・朝鮮人を、あるいは韓国・朝鮮の

社会を理解するという他に他ならないが、それだけではなく、隣接する我が国—日本列島の歴史を理解するうえでも大きな意味がある、というのが筆者の主張である。

鶴城李氏に焦点をあてて蔚山の郷村社会を垣間見、その準備作業として朝鮮半島史の概説書をはじめとした文献や諸史料にあたった経験からは、同時期の日本社会との相違点をいくつか見出すことができた。生活に性理学（朱子学）が浸透し自給自足が基本であった朝鮮に対し、日本は実学が盛んで商品流通も格段に多い。また、定住志向の日本に対し、朝鮮では社会的移動が目立つ（社会階層が低くなるほど移動の割合は高くなるという）。さらに、武門である鶴城李氏の中で 18 世紀に上昇したある系統は科擧の合格者を出している。武門であってもシビリアンコントロールの徹底している朝鮮社会の中で科擧を受験して地位上昇をめざし、それを成し遂げている点は、武門が統制する封建社会で、身分統制が徹底していた日本史の江戸時代とは大きく異なる。朝鮮社会も厳しい身分統制があったとされるが、実は流動性が高い。このように両地域を平行に比較すると、興味深い視点を数多く得ることができる。

当面の課題は、朝鮮王朝時代後期を通した蔚山邑の郷村社会の動きを整理し、朝鮮半島史の文脈のなかで普遍性や独自性を見出すことであるが、このような作業は、現代の韓国・朝鮮社会を理解すること・日本列島の歴史への視点を得ること・日本列島の歴史を再認識することに通じている。

#### 《主な参考文献》

- 桑野栄治「朝鮮」 田中俊明編『朝鮮の歴史』昭和堂 2008
- 武田幸男「高麗・李朝—慶州にみる朝鮮在地社会の千年史」  
『民族の世界史 3 東北アジアの民族と歴史』山川出版社 1989
- 中田 稔「丁未年（一九〇七）刊『鶴坡先生実紀』の検討  
—鶴城李氏家門における始祖李藝像の形成—」『朝鮮学報』第 202 輯 2007
- 中田 稔「鶴坡李藝,そして鶴城李氏の〈記憶〉」  
嶋村初吉『玄界灘を越えた朝鮮外交官李芸』明石書店 2010
- 原尻英樹・六反田豊・外村大編『日本と朝鮮比較交流史入門 近世・近代そして現代』  
明石書店 2011
- 宮嶋博史『両班 朝鮮社会の特権階層』中公新書 1995
- 宮嶋博史・岸本美緒『明清と李朝の時代』中央公論新社 1998
- 山内民博「倭乱記録と顕彰・祭祀—壬辰丁酉倭乱と朝鮮郷村社会—」  
『新潟史学』第 50 号 2003
- 吉田光男「朝鮮近世士族の族的結合と〈邑〉空間—慶尚道丹城県の安東権氏の場合」  
『東洋史研究』第 58 巻第 4 号 2001
- 吉田光男「近世朝鮮の氏族と系譜の構築 —安東権氏の族譜編纂をとおして—」  
歴史学研究会編『系図が語る世界史』青木書店 2002
- 吉田光男「近世韓国における住民の居住地移動」『韓国朝鮮の文化と社会』2008
- 吉田光男『近世ソウル都市社会研究 漢城の街と住民』草風館 2009
- 李海濬,井上和枝訳『朝鮮村落社会の研究』法政大学出版局 2006
- 李勳相,宮嶋博史訳『朝鮮後期の郷吏』法政大学出版局 2007